

令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符を導入



令和八年一月号

石田川



(0581)
22-0110
山県警察署

自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金
6000円

通行禁止違反



反則金
5000円

遮断踏切立入り



反則金
7000円



反則金
12000円

携帯電話の使用等



反則金
5000円

一時不停止



反則金
6000円

車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

山県市見守り活動

中島清掃（株）パッカー車がゴミ収集業務中、市内の見守り活動を実施しています。よろしくお願ひします。



みんなを守る110番！

110番通報の6つのポイント



1月10日は110番の日

走行前の確認・点検が重要

～冬期の交通事故防止～

飛騨高山へ旅行に行くか！



STOP
そのタイヤ
大丈夫ですか？

❄️ 気を付けるべきポイント ❄️

- **タイヤの点検！**
タイヤが摩耗していませんか
- **気象・道路状況の事前確認！**
立ち往生などの被害に注意
- **レンタカーの点検！**
冬用タイヤが装着されてるか確認しましょう。